

第2次野洲市総合計画策定基本方針について

1. 総合計画策定の趣旨

野洲市では、平成24年度からの9年間を計画期間とする「第1次野洲市総合計画（改訂版）」に基づき、「豊かな自然と歴史に恵まれた にぎわいとやすらぎのあるまち」をめざすべき都市像としてまちづくりを進めてきたが、この計画は令和2年度をもって計画期間が終了する。

この間、新クリーンセンターやこども園の整備、生活困窮者対策、特別支援教育の充実等、多くの取組み成果を残してきたが、人口減少・少子高齢化の進展、自然災害の多発、児童虐待の深刻化等社会経済情勢の変化や市民ニーズの複雑化・多様化等、市を取り巻く状況は大きく変化している。こうした状況を踏まえ、野洲市が将来に向かって発展していくためには、これまで以上に長期的なまちづくりの視点に立った計画的・効率的な行政運営が求められる。また、市民と行政が共にまちづくりを行う上では、市が目指すまちの将来像を市民と共有することが必要である。

上記のことから、令和3年度以降の野洲市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための指針として、第2次野洲市総合計画を策定する。

2. 総合計画の位置付け

平成23年8月1日施行の地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）により、地方自治法に基づく市町村の基本構想の策定義務は撤廃されているが、本市では、総合的かつ計画的に市政運営を行うため、市の最上位計画として総合計画を位置付け、個別施策の実施や個別計画の策定においては、総合計画との整合を図るものとする。

3. 総合計画策定の基本的な考え方

（1）市が責任を持つ計画

地域課題や市民ニーズは市が普段から日常業務等を通じて把握していることから、市が責任を持った計画検討を行った上で、市民との対話を進める。また、計画の実現についても市が責任を持ち、計画の活用と適切な進行管理を行うことで、計画を着実に推進する。

（2）重点施策の明確化

総花的な計画ではなく、野洲市の重点課題や特性を見定め、重点的・優先的に行う施策を明らかにした戦略的な計画とする。中長期的な財政見通しとも整合を図り、経営的感覚を持ち効率的かつ実現可能な計画の策定を行う。

（3）多様な市民参加の機会確保と市民との情報共有

総合計画審議会への公募委員の参加や市民意識調査、市民懇談会、パブリックコメント等、

多様な市民参加の機会を確保するとともに、策定過程の情報を随時広報やホームページに掲載し、市民との情報共有を図る。

(4) 誰にでも分かりやすい計画

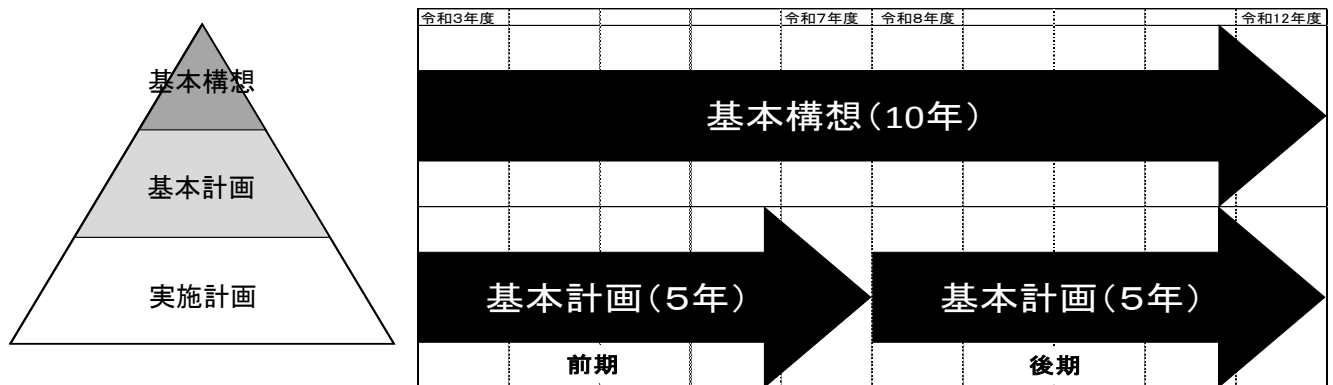
市民の目線に立ち、簡潔で要点を押さえた内容や表現に努め、また、見やすいレイアウトの工夫等により、目指す将来像が誰にでも分かりやすく共有でき、活用できる計画とする。

4. 総合計画の構成及び期間

第2次野洲市総合計画の策定にあたっては、めまぐるしく変化する社会・経済情勢を的確に捉えた実行性のあるものとするため、その構成及び計画期間を以下のとおりとする。

- ① 基本構想 中長期的な視点を持ちながら、まちづくりの基本理念とまちのめざす将来像を明らかにし、これらを実現するための基本的な施策の大綱を示すもの。
中長期的な市の展望を示すものであることから、計画期間は10年とする。
- ② 基本計画 基本構想で示すまちの将来像や基本的施策を実現するために必要な手段、施策を体系的に明らかにするもの。
社会経済状況や市民ニーズの変化等を反映させるため、計画期間は5年間とする。
- ③ 実施計画 中長期財政見通しとの整合性を図りながら、基本計画の施策に基づいて、主要事業の内容や実施時期を明らかにするもの。
計画期間は3年とし、毎年度見直すローリング方式とします。

【総合計画の構成・計画期間イメージ】



5. 計画策定体制

(1) 総合計画ワーキンググループ（庁内体制）

次長級の職員をもって構成し、総合計画の策定における各分野の課題抽出及び調査研究や将来像と施策の検討、その他総合計画の策定に関し必要と認められる事項に関する協議を行う。

【根拠法令等】野洲市総合計画策定ワーキンググループ設置要綱

(2) 総合計画審議会

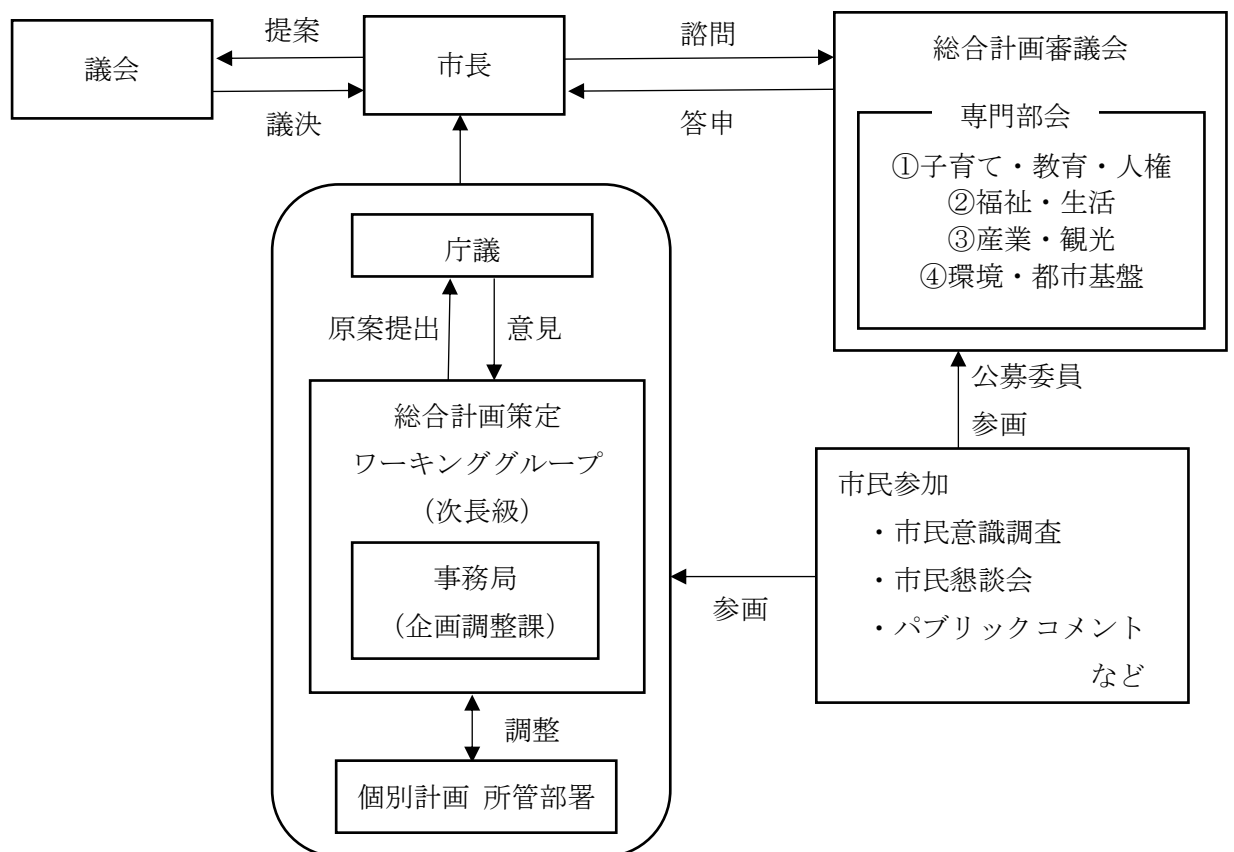
学識経験者や公共的団体の役員、公募委員等をもって組織し、市長の諮問に応じて総合計画の策定又は改訂に関し必要な調査及び審議を行う。

【根拠法令等】野洲市総合計画審議会条例、野洲市総合計画審議会条例施行規則

(3) 市民参加

- ・総合計画審議会の委員公募（2名）
- ・市民意識調査（平成30年度実施済み）
- ・市民懇談会等の実施
- ・パブリックコメントの実施 など

【計画策定体制イメージ】



6. 計画策定スケジュール

「第1次野洲市総合計画－改訂版－」の計画期間が令和2年度末までであり、また、野洲市総合計画は野洲市議会基本条例により議決事項として定められていることから、所定の手続を経た上で、令和3年3月31日までに策定を行う。